

平成14年8月13日

企業会計基準委員会御中

株式会社三菱東京フィナンシャルグループ  
財務政策部

7月25日付実務対応報告公開草案第3号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」につき、下記の通りコメントいたします。

記

- ・ 基本的な方向性については異論はないが、但し書きを適用する際の「連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるとき」の具体的な判断基準を明確にしていきたい。
- ・ 具体的判断基準が示されない場合には、各企業による恣意性を排除することは困難であるので、中間財務諸表における連結納税制度に基づく税効果会計の計算を認めるべきではないと考える。
- ・ 実務的に中間財務諸表へ反映していくことが可能なタイミングまでに、具体的判断基準を本報告にて明らかにしていただくか、別途Q & A等でのご対応をお願いしたい。

以上